## 令和元年10月1日から始まる事業年度より

## 法人町民税 法人税割が引き下がります。

平成 28 年度税制改正により、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的に、法人住民税法人税割の 税率を引き下げ、その引き下げ分に相当する額を国税の地方法人税に振り替え、地方交付税の原資とすることとなりました。

この改正に伴い、<u>今和元年10月1日以降に開始する事業年度分から、法人町民税法人税割の税</u>率が次の通り引き下げられます。

資本金等の額による区分	税率(寒川町の場合)	
	変更前	変更後
5億円以上の法人及び保険業法に 規定する相互会社	12. 1%	8. 4%
2億円以上5億円未満の法人	10. 9%	7. 2%
2億円未満の法人、資本又は出資を 有しない法人	9. 7%	6. 0%

なお、この税制改正に伴い、予定申告の法人税割額についても、令和元年 10 月 1 日以後に開始する<u>最初の事業年度に限り、3.7月分</u>を納めることとする経過措置が設けられていますので、ご注意ください。

(寒川町から送付する予定申告書については、3.7月分と記載した申告書を送付いたします。)

## 予定申告の法人税割の算式

経過措置 : 前事業年度分の法人税割額 × 3.7月分 ÷ 前事業年度の月数 通 常 : 前事業年度分の法人税割額 × 6月分 ÷ 前事業年度の月数

## 寒川町役場 総務部税務課町民税担当

TEL: 0467 (74) 1111 (内線421~423)

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

ホームページより申告書・納付書がダウンロードできます

http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/index.html